

千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、訪問看護ステーション等の看護師不足の解消を図るとともに、医療機関等の在宅支援体制の充実強化等を図るため、医療機関等が訪問看護ステーション等へ看護師等を出向させる場合に、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所、並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の規定により許可を受けた介護老人保健施設、同法第107条の規定により許可を受けた介護医療院の開設者とする。

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業実施要綱に基づく事業とする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行う恐れがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に危害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとし、同表により算出した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) その他知事が必要と認める事項

(変更等承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)正1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業実績報告書(別記第4号様式)正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付請求書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金概算払請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第3項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別表（第3条）

| 1 補助対象経費 | 2 補助率 | 3 上限額 |
|--|-------|--|
| <p>①基礎経費 事務担当者経費、教育担当者経費（賃金、費用弁償、職員旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費（事業に必要な最小限の物品に限る）</p> <p>②看護師等派遣経費 事業実施に必要な経費（給料、各種手当、賃金、法定福利費、費用弁償、職員旅費、研修費用）</p> <p>なお、出向する看護師等に支払う給料、各種手当、法定福利費（以下「給料等」という。）又は提携する病院等医療機関に対する当該看護師等の給料等相当分の負担経費（以下「病院等への負担経費」という。）のうち、補助対象となる経費は次のとおり</p> <p>（1）出向開始から1か月目（1か月間） 出向看護師等の給料等又は病院等への負担経費のすべて</p> <p>（2）出向開始後2か月目から当該年度終了までの間の期間 出向看護師等の給料等又は病院等への負担経費と出向先訪問看護ステーション事業者が負担する当該看護師等の給料等との差額経費</p> | 10/10 | <p>1 施設当たり200千円</p> <p>看護師等一人当たり1,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護研修受講料50千円 ・ 出向開始から1か月目（1か月間）分の給与及び旅費400千円 ・ 2か月目以降の給与差額1月当たり50千円 |

別記第1号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名) 印

令和 年度千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、次のとおり千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金の申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書(別紙1)
- (2) 所要額明細書(別紙2)
- (3) 事業計画書(別紙3)
- (4) 歳入歳出予算書の抄本
- (5) 誓約書(別紙4)
- (6) 役員名簿(別紙5)

別紙 1

経費所要額調書

| 施設名 | 総事業費 (A) | 寄付金及びその 他の収入額 (B) | 差引事業費 (A)-(B) (C) | 対象経費の 支出予定額 (D) | 基準額 (E) | 選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F) | 補助率 (G) | 県補助金 所要額 (F)×(G) (H) | 備考 |
|-----|-------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|------------|--------------------------------------|------------|-------------------------------|----|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 10/10 | 円 | |

記入要領

- 1 「選定額」欄には、「差引事業費」、「対象経費の支出予定額」、「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 2 「県補助金所要額」欄には、「選定額」に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 3 「県補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別紙2 千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金所要額明細書

1 収入

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 備考 |
|---------|-----|----|
| 県補助金 | | |
| その他 () | | |
| 合計 | | |

2 支出

(単位：円)

| 区分 | 予算額 | 積算内訳 |
|---------------|-----|------|
| 事務担当者・教育担当者経費 | | |
| 看護師等派遣経費 | | |
| 合計 | | |

※出向する看護師等の給与等の額の算定について説明資料を添付すること。

別紙3

千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業計画書

| | | | | |
|----------------------------------|--------------------|-------|-----|-----|
| 1 申請事業者 | | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 代表者名 | | | |
| | 担当者名 | | 電 話 | () |
| 2 提携する訪問看護ステーション等 | | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 代表者名 | | | |
| | 担当者名 | | 電 話 | () |
| 3 事業期間 | | | | |
| | | 月 日 ~ | 月 日 | 日まで |
| 4 出向看護師等について（複数名いる場合はそれぞれ記入すること） | | | | |
| | 職 氏 名 | | | |
| | 期 間 | 月 日 ~ | 月 日 | 日まで |
| | 出向する看護職員の給与等額（1か月） | | | 円 |
| | 出向先が算定する給与等額（1か月） | | | 円 |
| 5 事業推進体制、（出向者のサポート体等含） | | | | |
| | | | | |
| 6 事業（出向先での業務）内容等 | | | | |
| | | | | |
| 7 事業スケジュール | | | | |
| | | | | |
| 8 事業効果について | | | | |
| | | | | |

※適宜、参考資料を添付すること

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

⑩

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付要綱第2条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役員等名簿

| 番号 | 商号又は名称 (半ｶﾀ) | 商号又は名称 (漢字) | 氏名 (半ｶﾀ) | 氏名 (漢字) | 生年月日 | | | | 性別 (M・F) | 住 所 | 職 名 |
|----|--------------|-------------|----------|---------|------------|---|---|---|----------|-----|-----|
| | | | | | 元号 MTSH | 年 | 月 | 日 | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | |

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記第2号様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名) 印

平成 年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日千葉県 指令第 号 で補助金交付決定のあった
千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業について、千葉県訪問看護ステーション等出
向支援事業補助金交付要綱第5条第6号の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| 4 その他参考となるべき資料（2及び3の金額の精算の内訳等） | | |

文 書 番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名) 印

平成 年度千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業変更(中止・廃止)承認
申請書

平成 年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付決定のあった
千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、
千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付要綱第6条の規定により承認申請
します。

- 1 変更(中止・廃止)事業名
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更前計画
- 4 変更後計画

別記第4号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

印

平成 年度千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業実績報告書

平成 年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定の
あった千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業について、千葉県補助金等交付規則
第12条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

1 経費所要額精算書（別紙1）

2 所要額明細書（別紙2）

3 実績報告書（別紙3）

4 添付書類

(1) 歳入歳出決算書の抄本

別紙 1

経費所要額精算書

| 施設名 | 総事業費 (A) | 寄付金及びその他の収入額 (B) | 差引事業費 (A)-(B) (C) | 対象経費の実支出額 (D) | 基準額 (E) | 選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F) | 補助率 (G) | 県補助金所要額 (F)×(G) (H) | 備考 |
|-----|-------------|---------------------|-------------------------|------------------|------------|--------------------------------------|------------|---------------------------|----|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 10/10 | 円 | |

記入要領

- 「選定額」欄には、「差引事業費」、「対象経費の実支出額」、「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 「県補助金所要額」欄には、「選定額」に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 「県補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別紙2 千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金所要額明細書

1 収入 (単位：円)

| 区分 | 決算額 | 備考 |
|---------|-----|----|
| 県補助金 | | |
| その他 () | | |
| 合計 | | |

2 支出 (単位：円)

| 区分 | 決算額 | 積算内訳 |
|---------------|-----|------|
| 事務担当者・教育担当者経費 | | |
| 看護師等派遣経費 | | |
| 合計 | | |

出向した看護師等の給与等の額の算定について説明資料を添付すること。

別紙3

千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業実績報告書

| | | | | |
|---------------------------------|--------------------|-------------|-----|-----|
| 1 申請事業者 | | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 代表者名 | | | |
| | 担当者名 | | 電 話 | () |
| 2 提携した訪問看護ステーション等 | | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 代表者名 | | | |
| | 担当者名 | | 電 話 | () |
| 3 事業期間 | | | | |
| | 月 日 ~ 月 日まで | | | |
| 4 出向看護師等について（2名いる場合はそれぞれ記入すること） | | | | |
| | 職 氏 名 | | | |
| | 期 間 | 月 日 ~ 月 日まで | | |
| | 出向する看護師等の給与等額（1か月） | | 円 | |
| | 出向先が算定する給与等額（1か月） | | 円 | |
| 5 事業推進体制、（出向者のサポート体等含） | | | | |
| | | | | |
| 6 事業（出向先での業務）内容等 | | | | |
| | | | | |
| 7 事業スケジュール | | | | |
| | | | | |
| 8 事業効果について | | | | |
| | | | | |

※適宜、参考資料を添付すること

別記第5号様式

文 書 番 号
令 和 年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者

住 所

氏名又は名称

(代表者名)

印

令和 年度千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県訪問
看護ステーション等出向支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により
下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店

口座名

預金種別 普通 ・ 当座

口座番号

別記第6号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名) 印

令和 年度千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあつた千葉県訪問看護ステーション等出向支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先 銀行 支店
口座名
預金種別 普通 ・ 当座
口座番号